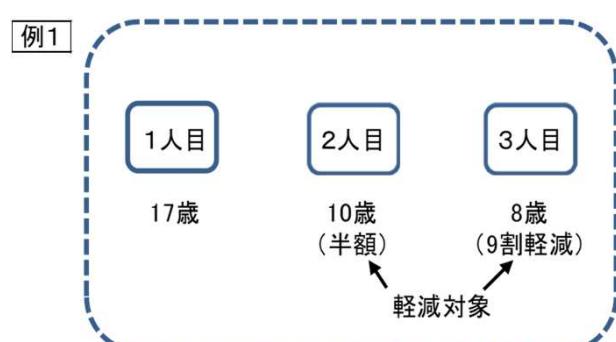


国民健康保険 昭島市独自軽減（子どもの均等割軽減）について

収入の無い子どもであっても必ず均等割が課税され、世帯の保険税負担が重くなる国保の状況に対応するため、昭島市では、市独自の軽減策を実施している。申請等手続きは必要なし。

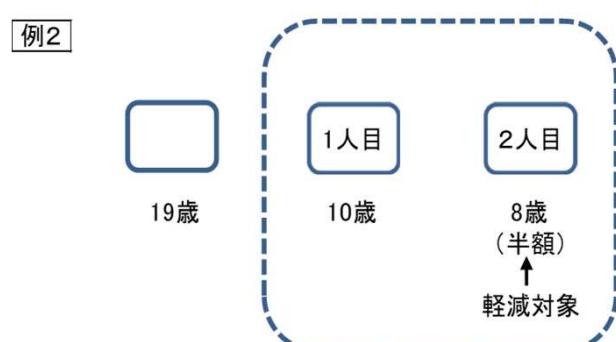
◇軽減策の内容◇

18歳未満の加入者が 2名以上いる世帯を対象	第2子について	医療分・支援分の均等割を5割軽減
	第3子以降について	医療分・支援分の均等割を9割軽減



それぞれの均等割額

1人目 : 39,000円 (27,500円 + 11,500円)
2人目 : 19,500円 (13,750円 + 5,750円)
3人目 : 3,900円 (2,750円 + 1,150円)



それぞれの均等割額

1人目 : 39,000円 (27,500円 + 11,500円)
2人目 : 19,500円 (13,750円 + 5,750円)

※ 法定軽減（所得金額を基準として均等割額を2～7割軽減）対象世帯は、独自軽減により算定した軽減額と比較し、その差額分のみを追加で軽減する

※ 未就学児軽減（均等割額を5割軽減）対象世帯は、独自軽減により算定した軽減額と比較し、その差額分のみを追加で軽減する

◇これまでの実施状況◇

軽減によって、減収となる保険税額（軽減実績額）については、すべて市的一般会計からの繰入金で賄われている

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
該当世帯数	153世帯	180世帯	576世帯	498世帯	422世帯	357世帯	343世帯	302世帯
平均世帯数	19,665世帯	19,590世帯	19,300世帯	18,937世帯	18,127世帯	17,347世帯	16,922世帯	16,495世帯
該当割合	0.78%	0.92%	2.98%	2.63%	2.33%	2.06%	2.03%	1.83%
軽減実績	2,384,300円	2,619,800円	12,480,619円	9,949,390円	9,318,079円	7,828,282円	7,649,604円	6,730,275円

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
該当世帯数	270世帯	250世帯	161世帯	163世帯
平均世帯数	16,307世帯	16,247世帯	15,996世帯	15,401世帯
該当割合	1.66%	1.54%	1.01%	1.06%
軽減実績	6,359,695円	5,327,822円	3,919,708円	3,538,584円

◇これまでの経緯◇

昭島市		平成23年度
平成23年度	子どもの均等割に関する対応を検討	「社会保障と税の一体改革」のなかで国保制度改革の一環として、高校生以下の子どもの均等割を9割軽減する制度の創設が検討され、厚生労働省から地方に對し内容の説明がなされた
平成24年度	世帯内の18歳未満加入者のうち3人目以降の均等割を5割軽減する独自軽減を開始 ※平成24・25年度の特例として条例に規定	平成27年度
平成26年度	独自軽減を、現行の内容に拡充 ※平成26・27年度の特例として条例に規定	国民健康保険法等を改正する法律の附帯決議のなかで、子どもの均等割軽減について触れられていた
平成28年度	独自軽減を延長して実施 ※平成28・29年度の特例として条例に規定	令和3年度
平成30年度	独自軽減を延長して実施 ※平成30・31年度の特例として条例に規定	6月に改正健保法成立。未就学児の均等割を5割に（令和4年4月1日施行）
令和2年度	独自軽減を延長して実施 ※令和2・3年度の特例として条例に規定 ※国による国保全体としての制度が開始されれば、そちらを含め考慮する	令和4年度
令和4年度	独自軽減を延長して実施 ※令和4・5年度の特例として条例に規定 ※未就学児の均等割軽減を踏まえた改正	未就学児の均等割軽減開始 市長会等は対象の拡大を要請
令和6年度	独自軽減を延長して実施 ※令和6年度の特例として条例に規定	令和5年度 子ども家庭庁発足 産前産後期間の保険料(税)軽減開始
		令和8年度 健康保険料(税)より子ども子育て支援金の徴収開始

◇他自治体の状況◇

東京都内において

昭島市とは、軽減される金額また対象者等、それぞれ異なるが、現在5団体が独自対策を実施中

あきる野市 武蔵村山市 武蔵野市 狛江市 立川市

他府県等

東京都内では、昭島市が最初に独自対策を実施した団体になるが、他府県では以前から様々な形で取組まれていた

●参考事項(令和6年度)

●昭島市の国保税率	●所得金額による均等割軽減措置（法定軽減）
均等割額	基準となる国保世帯の合計所得金額
医療給付費分	43万円 + (給与所得者等の数 - 1) × 10万円以下
後期高齢者支援金分	7割
介護納付金分	43万円 + (給与所得者等の数 - 1) × 10万円 + 29万5千円 × 被保険者数 以下
	5割
	43万円 + (給与所得者等の数 - 1) × 10万円 + 54万5千円 × 被保険者数 以下
	2割

※介護納付金分は40歳以上65歳未満の加入者のみ納める必要がある